| 四 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 発電用原子炉施設 | | | | | |
| （一）研究開発段階発電用原子炉に係るもの | | | | | |
| その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの | 原子炉一基につき十六万九千五百円 | 五 | 使用済燃料貯蔵施設 | | |
| その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。） | 原子炉一基につき五百六十八万三千五百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの | 原子炉一基につき三百九十九万五千八百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。） | 原子炉一基につき百九十八万五千九百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの | 原子炉一基につき四十万五千六百円 | | | | |
| （二）発電用原子炉（研究開発段階発電用原子炉を除く。）に係るもの | | | | | |
| その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの | 原子炉一基につき十六万九千五百円 | | | | |
| その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。） | 原子炉一基につき五百六十八万三千五百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの | 原子炉一基につき三百九十九万五千八百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。） | 原子炉一基につき百九十八万五千九百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの | 原子炉一基につき四十万五千六百円 | | | | |
| その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの | 原子炉一基につき十六万九千五百円 | | | | |
| その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。） | 原子炉一基につき五百六十八万三千五百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出していないもの | 原子炉一基につき三百九十九万五千八百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を研究開発段階発電用原子炉の炉心から取り出したもの（全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したものを除く。） | 原子炉一基につき百九十八万五千九百円 | | | | |
| 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたもので、全ての核燃料物質を工場又は事業所から搬出したもの | 原子炉一基につき四十万五千六百円 | | | | |
| その年度において核燃料物質の取扱いを開始しないもの | 一万六千七百円 | | | | |
| その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの | 一万六千七百円 | | | | |
| その年度において使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の取扱いを行うもの（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。） | 六十二万四百円 | | | | |
| 法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたもの | 十万七千五百円 | | | | |

| 六 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 再処理施設 | | | | | |
| その年度において使用済燃料の取扱いを開始しないもの | 十六万九千五百円 | 七 | 廃棄物埋設施設 | | |
| その年度において使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の取扱いを行うもの（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。） | 五百六十八万三千五百円 | | | | |
| 法第五十条の五第二項の認可を受けたもので、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスに固型化する処理を終了していないもの | 五百六十八万三千五百円 | | | | |
| 法第五十条の五第二項の認可を受けたもので、法第五十条の四の三第一項に規定する廃止措置のうち使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をガラスに固型化する処理を終了したもの | 六十二万四百円 | | | | |
| その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの | 一万六千七百円 | （一）閉鎖措置を講ずる必要があるもの | その年度において核燃料物質等の取扱いを開始しないもの | 八千三百円 | （二）閉鎖措置を講ずる必要がないもの |
| その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの | 六十二万四百円 | | その年度において核燃料物質等の取扱いを行うもの（法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたもの | 三十二万二千二百円 | |
| 法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の埋戻しに係るものに限る。）を受けたもの | 十万七千五百円 | | 法第五十一条の六第一項の確認（廃棄物埋設地の表面を土砂等で覆う措置に係るものに限る。）を受けたもの | 八万八千百円 | |